



# Digital Trust NewsFlash

PwC Digital Services/ 2021年8月/第3号

## インドネシア中央銀行 決済システムに関する規則 No.22/23/PBI/2020

決済システムの技術革新や進歩に対応するため、決済システムに関するインドネシア中央銀行の規制(PBI<sup>1</sup>)No.22/23/PBI/2020が制定され、2021年7月1日に発効されました。

この規制は、決済システムに関する主要な規制として機能しますが、資金移動、決済ゲートウェイ、電子マネー、電子財布などに関連する特定の規制は引き続き適用されます。従来の事業体ベースのアプローチではなく、リスクベースおよび原則ベースのアプローチを採用しています。PBI決済システムは、決済システム規制の統合と改革を目指す「インドネシア2025年決済システム計画」の構想の一つであります。

### 新しいPBI決済システムの内容

#### 決済システム事業者向け区分

PBI決済システムでは、**決済事業者 / Penyelenggara Jasa Sistem Pembayaran (PJSP)** 向けの区分を導入しています。

1. 決済取引を円滑に行う**決済サービス事業者 / Penyedia Jasa Pembayaran (PJP)**
2. 資金移動のためのインフラを提供する**決済システムインフラ事業者 / Penyelenggara Infrastruktur Sistem Pembayaran (PIP)**

<sup>1</sup> PBI は Peraturan Bank Indonesia(インドネシア中央銀行の規制)の略

## PJP:活動内容に応じたライセンシング

PJPは以下のサービスを提供します。

- a. **アカウント発行サービス(AIS)**: ユーザーの同意と承認のもと、支払い開始のための資金源に関する情報を提供する
- b. **決済開始 / 取得サービス(PIAS)**: 決済取引の転送が含まれる
- c. **アカウント情報サービス(AInS)** : 決済承認プロセスが含まれる
- d. **送金サービス**: 送金サービス事業者が管理する口座を資金源としない資金移動の受入と実行が含まれる

PJPは、上記の活動を行うために、以下のライセンス区分に基づいて、インドネシア中央銀行(BI)よりライセンスを取得する必要があります。

区分1	区分2	区分3
1. AIS 2. PIAS 3. AInS 4. 送金サービス	1. AIS 2. PIAS	1. 送金サービス 2. BIが定めるその他のサービス

## PIP:指定

PIPは、以下の活動を行います。

- a. 精算
- b. 精算結果に基づく最終決済

PIPの例: 決済システムインフラの運営者として機能するインドネシア中央銀行、例えば、リアルタイムグロス決済(“BI-RTGS”)や全国精算システムなど(Sistem Kliring Nasional Bank Indonesia – SKNBI)。

PIPはライセンスを取得する必要はないが、金融システムの安定と公共の利益への影響を考慮するインドネシア中央銀行からの指定(penetapan)を確保する必要があります。

## ノンバンクのPJSPに対する特定の要件

PJPのライセンスまたは指定PIPを申請するPJSP(PJPとPIP)は、PBI決済システムで規定されている、**制度**(kelembagaan)、**資本とファイナンス**、**リスク管理**、**情報システム能力**といった要件を満たす必要があります。

特にノンバンクについては、**株式保有**や**経営支配**に関して、国内での影響力の優位性が必要とされる要件があります。

要件	インドネシア国民および/または法人による影響力	
	PJPs	PIPs
株式保有	最低15%の株式	最低80%の株式
経営支配	議決権	最低51%の株式
	特別な権利	取締役会および委員会メンバーの過半数を指名すること
	拒否権	株主総会での決定事項(事業体に重大な影響を与えるもの)に関すること

## PJSPの分類

PJSP(PJPとPIPの両方)は、そのリスクと、その業務における障害や不具合がインドネシアの決済システムや金融システムに与える影響に基づいて、さらに分類されます。

- システム決済事業者 / Penyelenggara SP Sistemik (PSPS)
- 重要決済システム事業者 / Penyelenggara SP Kritisik (PSPK)
- 公共決済システム事業者 / Penyelenggara SP Umum (PSPU)

上記の分類は、取引の規模、複雑さ、互換性、情報システム管理の側面によって決定され、インドネシア中央銀行によって定期的に評価されます。

## 新製品、新サービス、新提携の自己評価

PJSPは、新製品、サービスおよび、または協力関係の計画についてリスク分野を割り当てる必要があるが、最終的なリスク分類はインドネシア中央銀行の割り当てに従わなければなりません。リスク区分は、新製品、サービス、活動および、または協力の取り決めが、既存のビジネスモデル、システム、インフラにどの程度大きな影響を与えるかを考慮したものであります。以下の通り分類されます。

- a. **低リスク**: 変更が重要でない、低いとみなされる場合
- b. **中リスク**: 変更が中程度とみなされる場合
- c. **高リスク**: 変更が高程度、重要とみなされる場合

低リスクの商品、サービス、協力体制はインドネシア中央銀行への報告だけで済みますが、中、高リスクのものはインドネシア中央銀行の承認が必要です。

## PJPとPIPの義務

PJPとPIPは、ガバナンス、リスク管理、情報システムセキュリティ基準、互換性と相互運用性、さらに適用される法律や規制の遵守といった側面を含むいくつかの義務を果たさなければなりません。

最も注目すべき義務は、**情報システムのセキュリティ基準**に関するもので、インドネシア銀行は、PJPとPIPの両方に対して、以下のことを確保するよう求めています。

- a. 情報システムに関する方針と手順が文書化されていること
- b. データ保護、不正管理、セキュリティ基準・認証の遵守、ITセキュリティの継続的改善をカバーする安全で信頼できるシステムの提供
- c. サイバーセキュリティ基準の実施
- d. データ、情報セキュリティ
- e. 定期的な情報システム監査の実施

## 既にライセンスを取得しているPJSP

PBI決済システムの発行前にライセンスを取得しているPJSPは、インドネシア中央銀行により、PBI決済システムの要件の再分類と充足を含む審査が行われる予定です。

審査の結果、要件を満たすと申告したPJSPには最長2年間の期間が与えられ、インドネシア中央銀行は現在のライセンスをPJPライセンスまたはPIP指定に変更します。

## データ処理と保護

PJP、PIP 及び、または PJP や PIP と協働する当事者は、以下を行う必要があります。

- a. **個人データ保護の原則を適用する(顧客の同意を含む)**
- b. **インドネシア中央銀行の要求するデータおよび、または情報処理と第三者データインフラ利用メカニズムに従う**
- c. **サイバーリスク管理および情報システムセキュリティ**
- d. **適用されるその他の規制を遵守する**

データ及び、または情報処理のメカニズムは以下を含むものとします。

- a. アクセス及び処理手順
- b. データ、技術、セキュリティ、ガバナンスの標準化 例えばオープンアプリケーションプログラミングインターフェース(Open API)の標準化
- c. インドネシア中央銀行が規定するその他のメカニズム

PJP 及び、または PIP は、以下の活動を行うことができます。

- a. 他のPJP 及び、または PIP 並びにその他の関連当事者と個々の顧客データを交換すること
- b. インドネシア共和国の管轄外の第三者に顧客データを転送すること

## その他の重要なポイント

その他にも、インドネシア銀行が決済システムのイノベーションにどのように対応しているかなど、注目すべき条項がいくつかあります。インドネシア中央銀行は、イノベーションラボ、規制サンドボックス、産業サンドボックスといった機能を持つ、いくつかの決済システム開発トライアルを提供しています。

さらに、インドネシア中央銀行は、決済システム部門における **SRO の関与**についても規定しています。SROはインドネシア銀行から以下のことを指定されることがあります。

- a. **インドネシア中央銀行の政策実行を支援する**
- b. **ライセンス、承認、監督プロセス実行を支援する**  
この活動には、ライセンスまたは承認のための基準の作成、および情報システム監査人の検証および登録の実施が含まれます。この基準には、PJSP または PJSP 予定の決済システム基盤の情報システム監査またはセキュリティテストの範囲と適用範囲、および監査人の要件の標準化が含まれます。
- c. **インドネシア中央銀行の承認に基づき、決済システム部門における技術的、ミクロ的な内容の規定を作成し、発行する**
- d. **インドネシア中央銀行が定める基準の作成と管理**

## 罰則規定

PBI決済システムの要求事項に違反した場合、書面による警告、罰金、活動の一時停止、PJPライセンスまたはPIP指定の取り消しを含む行政処分を受ける場合があります。

## 既存の規制の適用

インドネシア中央銀行が発行した決済システムに関連する既存の規制は、矛盾する要件がない限り、現在も有効となります。

なお、2021年7月初めにインドネシア中央銀行は、PJP(PBI No. 23/6/PBI/2021)およびPIP(PBI No. 23/7/PBI/2021)の要件を規定する2つのフォローアップ規則を発表しました。これらの新規制については、次回のNewsFlashで取り上げる予定です。

## Your PwC Indonesia contacts:

**Subianto**  
Chief Digital and Technology Officer  
Broader Assurance Services Leader  
[subianto.subianto@pwc.com](mailto:subianto.subianto@pwc.com)

**Yuliana Sudjonna**  
Risk Assurance Leader  
[yuliana.sudjonna@pwc.com](mailto:yuliana.sudjonna@pwc.com)

**Andrew Tirtadjaja**  
Cybersecurity and Privacy Director  
[andrew.tirtadjaja@pwc.com](mailto:andrew.tirtadjaja@pwc.com)

**Mila Ichwanto**  
Risk Assurance Manager  
[mila.ichwanto@pwc.com](mailto:mila.ichwanto@pwc.com)

**Indra Allen**  
Legal Partner  
[indra.allen@pwc.com](mailto:indra.allen@pwc.com)

**Ravi Ivaturi**  
Advisor  
[ravi.ivaturi@pwc.com](mailto:ravi.ivaturi@pwc.com)

**Hengky Antony**  
Data and Analytics Director  
[hengky.antony@pwc.com](mailto:hengky.antony@pwc.com)

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)



PwC Indonesia



@PwC\_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [id\\_contactus@pwc.com](mailto:id_contactus@pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2021 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.